

平成27年 網走市議会
生活福祉委員会 会議録
平成27年3月5日（木曜日）

○日時 平成27年3月5日 午後2時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第23号 平成26年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第25号 平成26年度網走市国民健康保険
特別会計補正予算
3. 議案第29号 平成26年度網走市介護保険特別
会計補正予算
4. 議案第31号 平成26年度網走市後期高齢者医
療特別会計補正予算
5. 議案第34号 網走市暴力団の排除の推進に関
する条例制定について
6. 議案第35号 網走市地域包括支援センターに
おける包括的支援事業の実施に
係る基準を定める条例制定につ
いて
7. 議案第36号 網走市指定介護予防支援等の事
業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防の
ための効果的な支援の方法に関
する基準等を定める条例制定に
ついて
8. 議案第37号 網走市介護保険条例の一部を改
正する条例制定について
9. 請願第3号 網走市国民健康保険料の引き下
げを求める請願

(H23. 6. 23 継続審査)
(H23. 9. 8 継続審査)
(H23. 12. 16 継続審査)
(H24. 9. 13 継続審査)
(H25. 3. 5 継続審査)

10. 請願第8号 網走市の国保料引き下げを求め
る請願
(H23. 9. 8 継続審査)
(H23. 12. 16 継続審査)
(H24. 9. 13 継続審査)
(H25. 3. 5 継続審査)
11. 請願第10号 乳幼児医療制度を拡充し、就学
前まで無料化することを求める
請願

(H23. 9. 8 継続審査)

(H23. 12. 16 継続審査)

(H24. 9. 13 継続審査)

(H25. 3. 5 継続審査)

(H25. 9. 12 継続審査)

12. 請願第24号 生活保護基準の維持を求める意
見書提出についての請願

(H25. 3. 5 継続審査)

13. 請願第56号 「安全・安心の医療・介護の実
現、医療・介護従事者の大幅増
員と処遇改善を求める意見書」
の採択をもとめる請願

(H26. 12. 11 継続審査)

14. 請願第57号 年金積立金の専ら被保険者の利
益のための安全かつ確実な運用
に関する意見書提出についての
請願

(H26. 12. 11 継続審査)

15. 陳情第31号 「必要な介護サービスを受けら
れるよう求める意見書」採択を
求める陳情

(H26. 12. 11 継続審査)

16. 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置廃
止の撤回を求める意見書の提出要請

17. その他

○出席委員（5名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	金 兵 智 則
	空 英 雄
	松 浦 敏 司

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議 長	小田部 善 治
副 議 長	山 田 庫 司 郎

○傍聴議員（3名）

飯 田 敏 勝

古 都 宣 裕
平 賀 貴 幸

○説明者

副 市 長	大 澤 慶 逸
市 民 部 長	後 藤 利 博
福 祉 部 長	酒 井 信 隆
保険年金課長	永 倉 一 之
健康管理課長	林 幸 一
生活環境課長	梅 津 義 則
社会福祉課長	酒 井 博 明
介護福祉課長	桶 屋 盛 樹
子育て支援課長	野 呂 俊 広

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
係	松 山 俊

午後2時00分開会

○渡部眞美委員長 ただいまから生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案8件、請願6件、陳情1件、要請1件の合計16件について審査をいたします。

議案第23号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分についてでございますが、一番上の国民健康保険特別会計繰出金と下から二番目になります成人用肺炎球菌予防接種事業ですが、議案第25号平成26年度網走市国民健康保険特別会計補正予算と関連がございますのであわせて一括で審査をいただきたいと思います。

それでは早速ですが国民健康保険特別会計繰出金についてと議案第25号について説明を求めたいと思います。

○永倉一之保険年金課長 議案資料80ページをごらん願います。

平成26年度一般会計社会福祉総務費補正予算について御説明申し上げます。

初めに補正の理由及び内容でございますが、国民健康保険特別会計繰出金について保険基盤安定分、財政安定化支援事業分の確定及び高齢者肺炎球菌予防接種に係る費用を一般会計が行っている予防接種事業へ負担するものとして減額及び増額補正をするものでございます。

経費の使途でございますが、繰出金として1,498万4,000円を増額するものでございます。

内訳につきましては記載のとおりでございます。

次にこの事業に係る財源でございますが、2の補正額に記載しております財源内訳のとおりでございます。

続きまして、議案資料87ページをごらん願います。

平成26年度国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

初めに補正の理由及び内容でございますが、保険給付費等に係る経費を減額補正し、新たに高齢者肺炎球菌予防接種助成にかかる経費を追加補正し、あわせて確定した財源について所要の補正を行うものでございます。

2の補正額でございますが、歳入歳出補正予算の総額はマイナス2,819万6,000円で補正の内容と事業別財源内訳は下ほど（3）に記載のとおり①の保険給付費から89ページの⑧の諸支出金までのとおりでございます。

続きまして、議案資料53ページになります。

3の債務負担行為の補正の国民健康保険特別会計をごらん願います。

平成26年度国民健康保険特別会計、債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、平成27年度の国保事業実績報告書作成システム保守業務契約に当たって、平成26年度中に契約事務を取り進める必要があることから債務負担行為限度額27万2,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 続きまして成人用肺炎球菌予防接種事業について説明を求めたいと思います。

○林幸一健康管理課長 議案資料の85ページをごらんいただきたいと思います。

健康管理費成人用肺炎球菌予防接種事業の補正予算について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容についてであります。予防接種施行令の一部改正により、昨年10月より定期接種として実施しております高齢者の肺炎球菌予防接種事業につきまして国保被保険者の国民健康保険特別会計が負担することとなったため、その財源を補正するもので一般財源を減じ雑入で273万3,000円を計上するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 ただいま関連の事業の説明をい

いただきました。

審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 最初に国民健康保険特別会計繰出金の関係なのですが、ここに内訳として出産育児一時金分ということで924万円の減額、それから福祉医療影響分ということで400万円の減額となっておりますが、この内容について少し詳しくおっしゃっていただきたいと思います。

○永倉一之保険年金課長 まず出産育児一時金の減額分でございますが、私どものほうの当初予算上は出産数といたしまして、85件分の予定を見ておりましたが、現状では63名を超えない範囲だろうということで、22名分を減額するというので、22名分の1人当たり42万円相当分ということで924万円の減額というふうにしております。

福祉医療影響分でございますけれども、この福祉医療影響分につきましては市が実施する地方単独事業であります福祉医療制度としまして子ども医療助成、重度心身障がい者医療助成、ひとり親家庭等医療助成がありますけれども、この事業を実施することによりまして保険給付費が上昇する波及増が生ずるものとして国庫負担金が減額されていることとなっております。

このことに対しまして、その影響分を一般会計から繰り出していただいているところですが、平成26年度の当初予算におきまして私どものほうで中学校3年生までの入院の無料化分も含めまして、予算計上したところですが、それほど大きな影響はなかったということで、その分400万円を減じるということでございます。

○松浦敏司委員 出産育児一時金についてはやはり少子化という一つのあらわれでもあるのかなというふうにも思います。

そういった点ではやむを得ない状況だというふうに思いますし、福祉医療の関係でいうと子ども医療費の入院というふうになりますとやはり中学校まで広げたとしても、小学校低学年とかという場合は比較あるかもしれませんが、そうしょっちゅうあるものでもないというふうに思っております。

結果として予定より少ないということは歓迎すべきことではあるというふうに思いますので、これについては了承をしたいというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ続きまして議案第23号中、障がい者福祉

費について4件説明を求めたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 続きまして、議案資81ページをごらんください。

障がい者福祉費、生活介護給付事業外3事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、障がい者総合支援法に基づき提供されている障害福祉サービスのうち、生活介護給付費、共同生活援助給付費及び移動支援サービス給付費について、当初見込みより利用者及び利用時間等が増加したため、追加補正を行おうとするものでございます。

あわせて居宅介護給付費につきまして、北海道からの補助金が当初見込みより増額となることから財源増額の補正を行うものであります。

追加補正の額はそれぞれ扶助費で生活介護給付費1,000万円、共同生活援助給付費1,000万円、移動支援サービス給付費300万円、居宅介護給付費については追加の額はございません。

合計2,300万円の追加となるものでございます。

2の補正額につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 ここで当初見込みより利用者及び利用時間等が増加したということで追加補正になっておりますけれども、この辺どのくらい当初見込んでいて、それがどのくらいオーバーすると見込んだのか、その辺伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 まず生活介護給付費の部分でございますけれども、平成26年度の当初予算では利用者数で111名、決算見込みとしては121名で10名の増加。利用日数で申しますと当初予算で2万6,669日、延べの数ですが、平成26年決算見込みでは2万8,179日で1,510日増加という見込みでございます。

次に、共同生活援助給付費の部分でございますけれども、平成26年度当初で利用者数で60名、決算見込みでは76名で16名の増加。

利用日数、延べ日数で当初予算で2万1,535日、決算見込みで2万4,119日、その差で2,584日の増加。

移動支援事業でございますけれども当初予算で104名、決算見込みで127名で23名の増加。

延べ時間数で当初1万572時間、決算見込みで1万3,365時間で2,793時間増加という内容になっております。

○松浦敏司委員 そういう意味では当初の積算が少し甘かったのかなというふうには率直に思うのですけれども、こういうふうになった要因というのは何かあるのでしょうか。

○酒井博明社会福祉課長 年度の途中で生活介護給付費と共同生活援助給付費につきましてはグループホームがふえてきたということで、そのグループホームが実際ふえたことによって、その方というのは日中は生活介護給付を受けるということです、そこに連動してふえているということが背景としてございます。

それと、刑務所を出所されてグループホームに入ったとか、精神科病院を退院してくグループホームに入ったというような当初の想定されないような方もいますのでその分での増加となります。

○松浦敏司委員 理解いたしました。

○渡部眞美委員長 ほかにございますか。

○金兵智則委員 一点だけ伺いたします。

私の認識が間違っていたら申しわけないと思うのですけれども、たしか生活介護給付費ですとか共同生活援助給付費、それから居宅介護等給付費というものの財源なのですけれども、国、道、市町村は2分の1、4分の1、4分の1だったような気がするのですけれども、今回居宅介護等給付事業で道補助金だけがふえたというふうになっているのですけれどもこれはなぜなのでしょう、お伺いします。

○酒井博明社会福祉課長 生活介護給付費とか共同生活援助給付費、これは総合支援法の介護事業で、今金兵委員おっしゃるとおりで、国、道はおっしゃるとおりの負担割合になっているのですけれども、この居宅介護給付費の財源の分につきましては国のほうで定められている補助対象の分に地域に住んでいる方のニーズに応じて上乗せでサービスを提供することができるもので、網走市も必要な方に対してその国の基準よりも上乗せでサービスを提供しているという方がございます。

その分につきましては、国の補助ではなくて道の補助が充てられるということになってまして、その分で増額という形になってます。

○渡部眞美委員長 ほかにございますか。

なければ続きまして同じく議案第23号子育て世帯支援事業について説明を求めます。

○野呂俊広子育て支援課長 議案資料83ページをごらん願います。

民生費、児童福祉費、子育て世帯生活支援事業の

歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定でございます。

補正の理由及び内容についてでございますが、国の緊急経済対策に伴い創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、子どもがいる世帯へのプレミアム付き商品券の割引販売を行うため、次の経費を追加補正するものでございます。

なお事業の完了が見込めないことにより、事業費の一部を翌年度に繰り越しするものでございます。

経費の使途でございますが、プレミアム付き商品券の販売に係る事務費でございます印刷製本費3万9,000円、続いて郵送料25万4,000円を計上しています。

また、商品券の割引販売に係る負担金として1,350万円を計上してございます。

事業の内容についてでございますが、一般世帯を対象としたプレミアム商品券の販売を商工労働課のほうで予定してございます。

内容につきましては1万2,500円相当の商品券を1万円で購入できるというものでございまして、購入可能数は1世帯2セットまでとなっています。

私ども子育て支援課におきましては、子育て世帯に対する生活支援として学年で言うところの高校3年生までのお子様が1人以上いれば、同じ商品券1万2,500円相当の商品券を8,000円で購入できるというものでございまして、購入可能数を一般世帯に同じく1世帯2セットまでとしています。

商品券の販売期間を3月21日から4月30日まで、商品券の使用可能期間は販売開始日の3月21日から9月30日を設定してございます。

続きまして補正額でございますが、先ほどの合計1,379万3,000円を追加補正するものでございまして、財源内訳につきましては資料に記載のとおりでございます。

次に、繰越明許費の内訳でございますが、総額1,379万3,000円のうち平成26年度に執行する予算を17万7,000円を除いた1,361万6,000円を翌年度に繰り越すこととしまして、内訳につきましては資料記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○金兵智則委員 プレミアム付き商品券の子育て世帯への優遇措置ということなので詳細はあすの経済建設委員会などでやるべきことなのかなということでどこまでというところはあるのですが、まず初め

にお伺いしたいのは、先ほど高校3年生までのお子様が一人でもいればという世帯にはこれが当てはまるということでしたけれども、その世帯というのは何世帯ぐらいあるか押さえているのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 3,375世帯と予定しています。

○金兵智則委員 3,375世帯ということはプレミアム付き商品券の割引販売に係る負担金が1,350万円です。2,000円分の差額分を見越しているということで、6,750セット分の予算を組んでいることで、多分お子さん世帯が満額2セット買ったときのということで予算をしているのかなというふうに思いますけれども、それで大丈夫ですね。

それでこれが販売時期は3月21日から4月30日までと決まっていますのですけれども、販売事業者と言えばいいのでしょうか、使える場所が決まるのはいつとかというのはここでお伺いしてもよろしいでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 委託先の事業者はこれから商工労働課のほうで行うのですけれども、前は日専連だったのですけれども、今回はわかりませんが、この委員会が終わったらすぐに、議会が終わったらすぐに取りかかると思います。

○金兵智則委員 これがいつ決まるというのは、いまここでは把握されていないということであす経済建設でということのほうがいよいのでしょうか。

○大澤慶逸副市長 今課長からお話ありましたとおり、前は日専連というお話でしたけれども今回は商工会議所をお願いしています。

会議所とはその辺のところ協議させていただいて、随意契約で会議所をお願いするという形で今進めています。

それから先ほどおっしゃったどこで使えるかということにつきましては、できるだけ幅広く使っていただきたいということです。いろいろな業界というか組合がありますので、まずはそういったところにもお願いしますし、一応そこところは公募という形で募集をして随時加盟をふやしていくという形で進めたいというふうに思っています。

○金兵智則委員 その辺のことについては今後ということで理解はしたいなというふうに思いますけれども、どこで使えるかによって買う買わないというのは多分使用者側からしたら考えるところなのかなというふうに思いますけれども、その辺はまた推移を見守りたいというふうに思いますけれども、今回、

市内全世帯に商品券引き換えはがきを送付するというふうになっているかと思うのですけれども、これは子育て世帯にはまた子育て世帯で別で送られるということでもよろしいですか。

○野呂俊広子育て支援課長 一般世帯とはがきの色を別にして送る予定でおります。

○金兵智則委員 たくさんの方に買っていて使っていただくのが経済対策になるのかなというふうに思いますので、今後もきちんとした対応を求めたいというふうに思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかにございますか。

なければ続きまして健康づくり推進事業について説明を求めます。

○林幸一健康管理課長 議案資料の84ページをごらんいただきたいと思います。

健康管理費、健康都市づくり推進事業の補正予算について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容についてでございますが、国の緊急経済対策に伴い創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、ベジラブル運動の推進や市民健康プールを活用した健康増進事業を行うため、経費の追加補正をするものです。

また、年度内の事業の完了が見込めないことから事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。

資料に記載のとおり健康都市づくり推進事業といたしまして、ベジラブル運動の推進に139万7,000円、市民健康プールを活用した健康増進事業に60万3,000円の合わせて200万円を追加補正し、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

3の繰越明許費の内訳でございますが、事業費の全額200万円を翌年度に繰り越すものであります。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 今回の国の緊急経済対策というのは、これまでとは若干違ってそれほど細かい縛りがないというふうにも聞いています。

そういう中でのかなり多くの補助事業があるので、すけれども、そもそもこのベジラブル運動とはどういったものなのか、まず伺いたいと思います。

○林幸一健康管理課長 ベジラブル運動の取り組みに関しましては、国保の特定検診結果におきまして耐糖能異常などが、40歳以上の各年代におきまして、

異常が認められる割合の上位を占めているということがございます。

こうしたことから糖尿病につながります耐糖能異常などの改善に向けまして有効とされる食物繊維の摂取について周知し野菜をとりやすくするための環境づくりを整えると考えております。

○松浦敏司委員 ただ、この片仮名言葉がなかなかなじまないといえますか、一般的になっていないのですね。

そういう意味では一般市民、とりわけ40代を過ぎるとそういった人たちに対しての周知という点では、この言葉で説明してもなかなかわからないだろうというふうに思うのですが、その辺での市民への周知というのはどのように考えているのでしょうか。

○林幸一健康管理課長 こちらの周知の方法なのですが、野菜の摂取につきまして市民への意識づけを図る取り組みと考えておりまして、野菜をデザインしたコースター、それからステッカーを社交業組合、また郷土料理名店会などに配付いたしまして各店舗に協力していただいた中で、まず目に見える形で普及を図りたい。周知を図りたいと。

それからもう一点は、アプトフォーなどにおきまして野菜などデザインしたベジラブル運動のペナントを作成いたしまして設置するとともに街頭舗装も実施していくということで考えております。

○松浦敏司委員 それはそれでいいとは思いますが、私なんかは特に若くない年齢ですからこの片仮名言葉というのは非常に抵抗があるという点では、よりわかりやすいようなベジラブル運動とはどういうものなのかというのをわかりやすく揭示する必要があるかなというふうに、この辺はぜひ注意をしていただきたいなというふうに思います。

それからもう一点、この事業の中でプール養成講座開講委託料というふうになっておりますが、この具体的な中身はもう決まっているのでしょうか。

○林幸一健康管理課長 こちらの教室に関しましては、多目的プールにおきましてはウォーキング、ウォークサーキットとか多目的ホールにおきましてはロコモーショントレーニングなどを考えているところではありますけれども、プールの利用状況も考慮しながら指定管理者が実施する健康講座と重複しないよう、また補完する形も出てくるかと思えます。

こういったところも考慮しながら、連携を図りながら取り進めたいと考えているところです。

○渡部眞美委員長 ほかにございますか。

○金兵智則委員 今松浦委員からの質問でベジラブル運動というのはどういうものかというのは何となく理解はさせていただいたのですが、そもそもベジラブルという言葉がどこをどう引っ張っても言葉として出てこないなというふうに思っているのですが、これをベジタブルではなくてベジラブルにしているのはこれは何かどういうふうにつくったと言えいいのでしょうか、どのような言葉なのでしょう。

○林幸一健康管理課長 ベジタブルというのが一般的かとは思いますが、そこトラブを引っ付けた造語となっております。

○金兵智則委員 唯一想像できたのがそれだったのでそれで間違いなかったのかなというふうに思いますが、野菜を食べやすくということであればやはり野菜が1番嫌い、1番嫌いというか野菜の好き嫌いが激しいのはやはり子どもなのかというふうに思いますけれども、子どもに対してはやり方というのはいろいろあるのかなというふうに思いますけれども、何かお考えがあればお伺いします。

○林幸一健康管理課長 小さいころからの早くからの意識づけも重要であると考えております。

こうしたことから幼稚園、保育所また学校などにおきまして野菜を食べようの声かけ運動を実施とともに、小学校におきましては既に野菜パンなどの献立が実施されているところでもございます。

これとあわせまして野菜たっぷり献立を提供する野菜の日を設定できないかなと、学校などとの連携を図りながら献立作成とか取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 せっかくつくった言葉ですのでこれが普及するように取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかにございますか。

なければ次、一般廃棄物処理施設整備事業について説明を求めます。

○梅津義則生活環境課長 議案資料86ページをごらんください。

平成26年度一般会計清掃費補正予算、一般廃棄物処理施設土地造成事業について御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容は施設整備に係る工事内容の見直しにより施設整備に係る工事費1億2,700万円の減額をするものでございます。

また歳出予算の減額に伴い、財源補正をするもの

でございます。

2の補正額の①歳出予算及び②歳入予算の内容は本表に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 せっかく1億2,700万円の予算を組んで、これが工事内容の見直しにより減額補正ということですが、この辺は具体的にどのように見直しになるのか伺います。

○梅津義則生活環境課長 昨年度予算を編成した段階で最終処分場を1日でも早く開設をしたいということで進めてきたところなのですが、その後最終覆土量の調整、軽微変更の届入れ、それと容器包装プラスチックの分別開始を早期にやるということで、最終処分場が平成29年度までもつ見込みとなったことから、今年度は厳しい冬期間に宅盤造成と地盤改良工事を行うのではなく、防災工事と搬入用道路の整備をしっかりと行い、より安全性を確保した中で工事を行うということで見直しをしたところでございます。

○松浦敏司委員 つまり八坂がもう少しもつというふうに判断したということと慎重に事業を進めていくということなのだろうと思うのですが、問題は当初新しい施設が建設されるということで、そういった点では今後のスケジュールに影響を与えないかその辺が心配なのですが、その辺はどうなるのでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 最終的には最終処分場が平成30年に供用開始するというので、そのスケジュールについては変更はございません。

最終処分場の残余量につきましては先ほど申し上げたような理由で供用開始まではもつということで考えております。

破砕リサイクル施設、それと生ごみ堆肥化施設につきましては一日でも早く稼働するというのが望ましいというふうに考えておまして、基本設計や実施設計、施工管理業務を担う業者と詳細を協議いたしまして、今後改めてお示ししたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 生ごみ処分堆肥化ということでは、昨年は潮見と呼人地域で行って、ことしは駒場と川向地域というふうな報道もなされていますし、非常に大事な事業だというふうに私は思います。

そういう点では今後のスケジュールには変更がないということですので、了承いたしました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければここでお諮りをしたいと思います。

議案第23号と議案第25号について全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第29号平成26年度網走市介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

○桶屋盛樹介護福祉課長 平成26年度介護保険特別会計補正予算について御説明いたします。

議案資料90ページをごらんください。

平成26年度介護保険特別会計補正予算につきまして、1の補正の理由及び内容についてであります。介護保険制度の改正に伴いシステム改修を行うため保険業務におけるシステム改修費の委託料108万円を追加補正し、また各種サービス費用などにつきましては1月までの支給実績から現行予算に不足や余剰が生じることが見込まれたため、それぞれ追加補正及び減額補正を行い全体で212万円を減額補正するものです。

歳出予算における事業ごとの補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては90ページ下段の2補正額から93ページに記載のとおりとなります。

また歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては94ページに記載のとおりとなります。

続きまして議案資料53ページをごらんください。

介護保険特別会計に係る債務負担行為についてであります。3の債務負担行為の補正、下のほうの介護保険特別会計になりますけれども、平成26年度中に契約を要するため事務機器リース契約412万円、要介護認定訪問調査委託契約666万9,000円、これを債務負担行為の限度額として補正するものであります。

以上であります。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 ここでも介護給付費利用の減少というふうになっておりますが、これは当初どの程度見積もっていて結果がどうなったのか、そしてまた減少した理由、もしわかれば伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 まず初めに居宅介護サービス給付費になりますが、当初につきましては要介

護者の推移や前年度決算ベースを見込んである程度の上昇率をかけましてサービス費を計上しております。

デイサービスにつきましては平成26年3月、368名であったものが現在の409名利用者が増加しています。

ショートステイにつきましても平成26年3月時点で30名であった利用者が39名にふえています。

また特定施設入所者生活介護、これはサービス高齢者住宅等に要介護者が入れるように指定をするものでございますが、こちらが重度の利用者が増加しているのではないかとこのように考えられますが、不足が生じているというようなことで3,960万円の補正というような形になります。

居宅介護サービス計画給付費でございますけれども、これは要介護者に対するケアプランをつくるものですが、これにつきましても平成26年末時点で996名であったものが1047名に増加しているというようなことで不足が生じたことから350万円の補正を行っております。

地域密着型サービス給付費、これが減額補正というようなことになっておりますけれども、小規模多機能型の部分で利用者が減少していることがまず1点。

それと認知症対応型デイサービス、この部分が利用者が減少している。

そして認知症グループホームの入退居に伴う入れ替わりのタイミングだと思うのですが、利用者はそれほど変わってはいないのですが入退居によりまして未入居月がでたというようなことがございまして減っているものと思われましても、合わせて3,600万円ほどの減額補正というようなことになります。

それと施設介護サービス給付費でございますけれども、特別養護老人ホーム、これは増加しておりますが介護老人保健施設、これが重度の利用者の減少であるというふうに思いますが、入退居で重度の方が入っていたところに介護度が低い方が入った。

こういったことが要因と思われましても、少し剰余が出ている。

それと大きいのが介護療養型医療施設というものがあるのですが、こちら平成25年中4名入っていたものが今1名まで減少しているというようなことで剰余が出ているというようなことで、この施設介護

サービス給付費につきましても1,240万円の減額補正というようなことになっております。

○松浦敏司委員 それはわかりましたが、例えば介護保険給付費の減少の中で結局所得が少なく、本来受けるサービスを受けられないというようなことから、本来受けたくても最高限度額までサービスを受けることができないという方も多分いらっしゃるのではないかとこのように思うのですが、その辺は状況はつかんでいたら伺いたいと思います。

○酒井信隆福祉部長 先ほど課長のほうから御説明あったように人数的には変わりないと。

要するに高齢化になってくると施設のほうが病院に入りましたという話になると、ある一定の期間になるともう退去しなさい、退室しなさいという話になります。

でも1カ月2カ月後に戻ってくるという話になると、その間部屋をあけて待てるような状況になるのです。

その分が今回の地域密着型の認知症グループホーム、それから老健、特養、特養は若干ふえているみたいなのですが、そういうような部分でお金がなく入所ができないのではなく、次の一時病院に入院した人の部屋としてあけて待っていてあげてというのが現状でありまして、それは本来であれば出ていって待機者がおりますので随時入れていけばいいのですが、また居場所がなくなるというようなことで今回減額補正になったところであります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第29号平成26年度網走市介護保険特別会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

提案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第31号平成26年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

○永倉一之保険年金課長 議案資料95ページをごらん願います。

平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

初めに補正の理由及び内容でございますが、平成26年度分の後期高齢者医療保険料額について当初見

込みより減額となることから、広域連合への納付金も減額が見込まれるため減額補正するものでございます。

また平成26年度において剰余金が見込まれることから、後期高齢者医療事業基金に積み立てるため追加補正をするものでございます。

経費の使途でございますが、基金に係る積立金200万円を追加し、北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料納付金2,537万4,000円を減額するものでございます。

2の補正額でございますが本表に記載のとおりでございます。

財源は全額後期高齢者医療保険料です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第31号平成26年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第34号網走市暴力団の排除の推進に関する条例制定について説明を求めたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 議案資料の140ページから141ページの資料15号をごらんください。

網走市暴力団の排除の推進に関する条例の制定につきまして御説明いたします。

初めに制定の趣旨でございますが、暴力団の排除に関する施策等について定め、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団の排除の推進に関する事項について本条例を制定しようとするものであります。

次に内容でございますが、第1条は目的について、第2条は用語の定義について、第3条は基本理念について、第4条は市の役割について、第5条は市民及び事業者の役割について、第6条は公共事業等に係る措置について、第7条は公の施設に係る措置について、第8条は市民等に対する支援について、第9条は啓発活動について、第10条は暴力団の威力利用の禁止について、第11条は利益供与の禁止について、第12条は個人情報の収集及び提供について、第

13条は委任についてそれぞれ定めようとするものでございます。

施行期日につきましては平成27年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 必要なことだというふうには認識するのですが、非常に難しい問題は誰が暴力団員かというのはなかなかわからないのですよね。

特に広域暴力団という人もいればそうでない人もいるという点では非常に難しいわけですが、現在課長が把握している暴力団団体数とか組員とかというのはおおそわかるのですか。

○酒井博明社会福祉課長 現在の団体数とか、それから実際の組員の方については把握しておりません。

○松浦敏司委員 大変難しいのですよね。

ゼッケンを付けているわけでもありませんから、これは非常に難しい問題ではあると思います。

ただ幾つか私も名前は聞いたことがある人はいますけれども、ただその人の顔も知りませんし、そういう意味では非常に難しいとは思いますが、こういった形で市民に周知して、そして暴力団を排除していくということは非常にいいことだというふうには思いますが、これはどういうふうに生かしていくかということが大事なのだろうなというふう思うところです。

何か考えがあれば伺いたいと思います。

○酒井博明社会福祉課長 今回のこの条例は北海道のほうで暴力団の排除の推進条例を制定して、市町村が全道一斉に取り組むという内容で、ひな形についても道のほうから掲示されたものを網走市も準用してつくっているところでございます。

これをどのように生かしていくかということで、この中で特に強調して取り組んでほしいというふうに言われているのが、公共事業で暴力団を関与させないと。そこから利益は与えない。

それから公の施設を暴力団をつかうことによって利益を受けるということもあり得るので、そこについて特に取り組みを強化してほしいということで、それぞれの市町村同じような内容でつくっています。

ですので、基本的にはこの条例をつくったことによって暴力団に対する資金源をシャットアウトするというのが大きな目的でございます。

○松浦敏司委員 一点、今答弁聞いていて思い出したのですけれども、年末になりますと繁華街に行く

といろいろなものを強要するということがあるようなのですよね。

問題を起こしたくないので、おつき合いでこういう飾り物を購入するということが結構あるみたいなのですね。

そういう意味では、それも対応というのはなかなか難しい。

毅然と対応できる人とできない人がいるというようなこともあるので、その辺をどうするかということもぜひ今後の中で生かしていったほしいなど。

これは要望として申し上げさせていただきます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○空英雄委員 この条例制定の部分については当然のことと言えば当然というふうに思うのです。

ただ先ほど質問の中で誰が暴力団なのか、どういう団体が網走市のエリアの中に進出しているのかという部分については、なかなか一般市民では把握できないと。

課長のほうもその辺は把握できてないということのようすけれども、これせつかくつくる条例ですからお隣のほうへ問い合わせをして、ある程度把握はしておかなければならない部分だろうと思うのですよ。

公共的な部分で考えてもろもろ利益の供与につながらないようなということなのだろうけれども、さまざまなケースがあるわけですね。

例えば身近な部分で、最近多分これはないとは思っているのですけれども、4月に選挙があると。ことしは統一地方選挙。

だるまの購入依頼だとか、誰かから話があってもその人が暴力団なのかどうなのかというのは我々にはわからない。そういう部分もありますので公にする必要ない。

しかし市民から問い合わせだとか何らかのあれがあったときに、その部分が私たちは把握していませんでは仏作って魂入れずだということになりますので、その辺警察当局との連携というものをある程度きちんとする必要があるだろうと思いますのでその辺だけは申し入れておきたいと思います。

やっているのだと思うのですけれどもね。

○酒井信隆福祉部長 今お話あったようになかなかわからないのが現状です。

今も生活保護についてもあやしいという方がおられます。

これは警察と連携とりまして必ず確認をすると。

それで向こうのほうで白か黒かという部分を明確にさせていただいております。

まず、この条例につきましては、網走市はこの条例をつくりましたと。

要するに表看板を上げましたと。

ですから市民の方も何かあったら言ってくださいというのがまず第一点だと思います。

それで今お話あったように、何かあったときに言ってきたときに、私たちはこの条例をたてるときにも警察のほうに何回かお邪魔しまして、この辺の協力依頼、お互いに協力しましょうねというのを必ず警察の義務というのはここに入っていないけれども、警察の義務もありますということは念押しをしてこの条例を制定させていただいたわけです。

ですから何かありましたらこういうことやっていきますので言ってください。

それは警察と協力して確認をして、暴力団に対しては強い態度で市が、市民が立ち向かっていきましようという決意のものと条例ですので、その辺を御理解していただきたいと思います。

○渡部眞美委員長 他にございませんね。

議案第34号網走市暴力団の排除の推進に関する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第35号網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例制定について説明を求めます。

○桶屋盛樹介護福祉課長 議案資料142ページの資料16号をごらん願います。

網走市地域包括支援センターにおける包括的支援業務の実施に係る基準を定める条例の制定概要について御説明を申し上げます。

初めに制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正によりまして、これまで省令で定められていた地域包括支援センターに関する基準が市町村条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするものでございます。

次に内容でございますが、第1条は趣旨について、第2条は基本方針について、第3条は職員に係る基

準及び員数について、第4条は運営についてそれぞれ定めようとするものでございます。

次に施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 これは介護保険の中で要支援1、2が介護保険から除外されたというようなことから、これに関連してのことだというふうに思うのですが、当面網走にはこの地域包括支援センターというのは何箇所できる予定なのでしょう。

○桶屋盛樹介護福祉課長 地域包括支援センターにつきましては、平成18年の介護保険法の改正に伴いまして創設されました地域支援事業、この中の包括的支援事業を実施するための高齢者の総合相談の集約的な施設として網走市におきましては平成19年から設置しておりまして、今現在2カ所設置されております。

○松浦敏司委員 この要支援1、2をしっかりと支援するというのは極めて大事な事業ですよ。

要介護にさせないための一番要のところになる事業だというふうに思うのです。

そういう意味で果たして今2カ所あるということなのですが、将来的には私なんかはこの要支援1、2の人たちをしっかりと支えるという点では足りなくなってくる可能性もあるのではないかと。

もうしばらく多分、高齢化率は伸びていくと思いますから、この辺での見通しか何かはどのように持っているのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 地域包括支援センターの人員配置ですが、国の基準に準じますと高齢者人口3,000人から6,000人、この高齢者人口に対して1カ所保健師、もしくは経験のある看護師、それと主任介護支援専門員、そして社会福祉士、この3職種を配置して設置しなさいというようなことになっております。

今回この条例の中に網走市独自の基準を入れまして、高齢者が65歳以上の方が6,000人を超えた場合には1名増員できるというようなことを盛り込んでおりますので、今後高齢者人口が増加して地域包括支援センターのマネジメントがふえるということになれば増員で対応していくというようなことで考えております。

○松浦敏司委員 いずれにしても非常に大事な事業になってくると。

できるだけ要介護にならないための取り組みということになりますので、これについて私は賛成いたします。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○金兵智則委員 一点だけお伺いさせていただきたいというふうに思いますけれども、この条文の中で地域包括支援センターは運営協議会の意見を踏まえて運営をしていかなければならないということで、何か運営協議会が一步引いたようなイメージがなきにしもあらずというところなのだと思いますけれども、もちろん協議会も主体的にかかわっていくという主体的な役割が求められているというのはさまざまなところで言われているというふうに思いますけれども、改めて市としての認識を伺いたいというふうに思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 この地域包括支援センターの適正な運営、公正な運営を図るために運営協議会を設置するというようなことになっておりまして、網走市におきましても関係団体から推薦をいただきまして地域包括支援センターの決算、またさまざまな内容についてその協議会の中で協議をしていただいて事業を進めているというような内容になっております。

○金兵智則委員 運営協議会の役割というのはそういうものだなというふうに理解をさせていただきすけれども、協議会がやはり積極的に関与していただくようなそういう体制もきちんととっていただくことをお願いしたいというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第35号網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

ここで暫時休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

議案第36号網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について説明を求めます。

○桶屋盛樹介護福祉課長 議案資料143ページから

145ページになりますけれども資料17号をごらん願います。

網走市指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定概要について御説明申し上げます。

初めに制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員、運営基準等が市町村の条例で定めることとされたため当該条例を制定しようとするものでございます。

内容でございますが、第1条は趣旨について、第2条は定義について、第3条は事業者の指定に係る申請者の要件について、第4条は基本方針について、第5条から第6条までは人員に関する基準について、第7条から第31条までは運営に関する基準について、第32条から第34条までは支援の方法に関する基準について、第35条は準用について、第36条が委任についてそれぞれ定めようとするものでございます。

施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 人員についてここで述べられているのですが、依然として介護職員というのが離職率が高いということと有名になっているというくらい仕事はきつい、賃金は安いということがあられるわけですが、この条例ができたとして、その辺が果たして人員が確保できて離職率が低くなるのかという点はどのように考えているのですか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 この条例につきましては、先ほど御審査いただきました地域包括支援センターが要支援1、2のケアマネジメントをするための指定の内容になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第36号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、議案第37号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○桶屋盛樹介護福祉課長 議案資料146ページの資料18号をごらん願います。

網走市介護保険条例の一部改正概要について御説明いたします。

1の趣旨でございますが、網走市高齢者保健福祉計画・網走市介護保険事業計画の3年ごとの見直しに基づき平成27年度から平成29年度までの保険料などを変更するため、当該条例の関係部分について改正を行うものであります。

2の内容でございますが、(1)本則の改正につきましては、①として保険料率適用期間を平成27年度から平成29年度までに変更する改正。

②として第1号被保険者の保険料額を変更する改正。

③として保険料額の算定基準所得金額を改正。

④として所得の少ない第1号被保険者の保険料額を変更する改正について、それぞれ定めようとするものであります。

附則の経過措置の規定につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始日を規定するものであります。

3の施行期日等につきましては、(1)として、この条例は平成27年4月1日から施行。

(2)として、改正後の網走市介護保険条例第2条の規定は平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料につきましては、従前の例によるものを規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 ここで保険料の改正があるということですが、具体的にはどのように改正になるか伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護保険事業計画につきましては3年ごとに見直すことになっておりまして、介護保険制度の改正を踏まえた第6計画を策定したところであります。

その中で平成27年度から平成29年度の介護保険料に係る事業費について見込んだところであります。

金額については89億円ほどになりますが、この事業費から第1号被保険者の負担割合22%、これを算出したところであります。

また、これまで国は6段階の介護保険料の基準を設けておりました。

網走市につきましてはこの計画の中で、この9段階に二つの段階を加えて11段階の保険料の段階で考えております。

内容につきましては、低所得者の部分でこの国が示している基準に準じますとどうしてもその負担割合の基準が上がってしまうというようなことが生じたので、第2段階と第4段階の基準を第5期に据え置くとともに、課税層につきましては所得幅の大きい段階がございましたので、そこを細分化することで所得応分の負担をいただくというようなことで11段階というふうに改正をすることとしております。

○松浦敏司委員 基準になる段階は第5段階だというふうに思うのですが、ここについては基準額というのは第5期と第6期では幾ら上がったのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 第5期の基準額につきましては4,710円でありました。

第6期におきましては4,840円になります。

○松浦敏司委員 130円ほど上がったということですが、基金の投入も1億円ほどしたということだというふうに聞いていますけれども、この今現在基金というのがどのぐらいあって今回1億円使ったことによってどのくらい残るのか、その辺まず伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 基金でございますが、平成26年度末でおおよそ1億6,000万円ぐらいの金額が残ると想定しております。

今回第6期の保険料の算定に当たりましては、1億円の基金を入れさせていただいて、基金を入れなければ5,117円というような保険料になるのですが、その部分を基金を投入して軽減したというような形になります。

○松浦敏司委員 1億円引けば約6,000万円ほど残るということになるのだらうと思います。

それで、トータルとしてこの第5期は1億6,000万円ほど残っているということですが、これは基本的には1億6,000万円という基金といえますか、黒字といえますか、結果としては限度額が全部使えない。

いわゆる所得が低いために第5段階でも満度にお金がないので使えませんというようなことで、結果として保険者が、認定者が使い切れなかったと。

この積み重ねで大半がそういうふうにでき上がっ

たのではないかというふうに思うのですが、その辺は間違いないでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 第6期において1番大きな理由としては、平成25年にサービス高齢者住宅が建設されましたが、その特定施設入所者生活介護の指定を受けるというような施設であります、その部分が当初満度に1年間を通じて開設というようなことで想定していたのですが、少し開設がおくれたという部分と、また満床までに期間を要したというようなところで剰余が出た。

それが基金に積まれたというような内容であると思います。

○松浦敏司委員 そうすると、それが主な要因で満度に保険料、保険を利用しなかったというのは、そんなに1億6,000万円の中にはないというふうに言えるのですか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 そう考えております。

○松浦敏司委員 私の認識は保険を十分第3段階にしても介護度が3とか4とか判定されても、結果としてその人の所得が足りないために満度にサービスを受けられないという人たちが一定程度いて、その積み重ねである程度その基金というのができているのではないかなというふうに私は認識していたのですが、その辺は違うのですか。

○酒井信隆福祉部長 基金の残高につきましては、今課長からお話しあったように、やはり施設介護みたいなところが開設がおくれる。

定員に満たないというのが大きな要因です。

そして計画時点で、建てる時にはある程度サービスを使っていたらこうということで、ある程度前年度よりも若干高めな形で算定することもございます。

そのほかにサービスを使う、使わないというよりも、やはりお金がなくて使わないということは余り聞かれておりません。

ただ、やはりある程度先ほど言ったようにサービス料を使っていたらこうという私たちの考えのもとで予算を立てているので、決して所得がないからお金がないから使わない。

そうなってくるとほかのほうの手段として減免措置もございますし、それから本当に生活が苦しくなると生活保護という部分で担っていきますので、私たちの認識ではお金がないから使わないというような認識は持っていません。

○松浦敏司委員 少し私の認識とは違っているなと

いうふうに思っているところです。

それでももう少し聞きたいのですけれども、この介護保険料、新しい保険料を見ても第1段階の人たちが20.9%、第2段階が9.1%、第3段階が7.9%、第4段階13.9%、基準となる第5段階が10.7%ということで、これを見るとこれだけで全体の62.5%ほど占めるということで、やはりこの介護保険の加入者の中で所得の低い人たちがこれほどいるということなのですね。

確かに今回の保険料1億円を基金投入することによって、できるだけ保険料の値上りを抑えたという点はそれはそれでは評価しないわけではないのですが、しかし今までの保険料でさえ相当低所得者にとっては負担が重いと。

そして大半の人たちは保険料を払うけれども認定を受けない限りはその恩恵を受けることができないという保険ですから、この点でも非常に辛いものだというふうに思うのです。

その辺でこの今回の保険料について、私はやはり今でさえ大変だったのに少しでも上がるということは相当厳しいだろうというふうに思うのですが、その辺での認識を伺いたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 低所得者の保険料の部分についてであります、今回国が示した9段階の基準に準じますと第2段階と第4段階で基準に割合が上昇してしまうというような点に着目して、やはりそこは負担はいただけないというようなことで第5期の基準に準じたというようなことがまず一点ございます。

それに加えて、今回介護保険法の制度改正に伴いまして、本来介護給付費に対する負担というのは公費が国が25、道が12.5、市が12.5というような負担割合がありますが、その負担法定割合とは別額で低所得者に対する軽減制度ができたというようなこともございますので御理解いただければというふうに思います。

○松浦敏司委員 その辺での努力を私は否定するものではないのですが、しかし何しろ年金から引かれるわけですよね、ほとんどは。

だから月額倍、年金から引かれるということですから、これは私も地域を回って一番多い声のうちの一つは年金が下がった、介護保険料が上がった、後期高齢者医療費の保険料が上がったというこの声のものがすごく多いです。年金生活者に。

そういう点からすると2カ月に一回年金を受ける

のに、そのときに2カ月分の保険料が引かれるということですから、額面としては非常に痛い。

ですから負担のものすごい負担感を感じているという声が大半です。

そういう意味ではやはり本来、国がもっともともと本来負担すべきだというふうには思うのですが、なかなかそうも国もしないという状況の中で、やはりこの保険料を上げないということでは、市は減免制度やあるいは一般会計からの繰り入れをしてでもこの保険料を上げないということをするべきだというふうに思うのですが、その辺はお考えにはなかったのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 第6期におきましては、介護保険基金の活用と先ほどもお話しした消費税の増税の先送りに伴いまして一部縮小されましたが、平成29年度の全面実施というようなこともありますので、軽減措置につきまして。

その辺を踏まえて、今回は一般会計からの繰入ですとかそういったことの負担軽減というようなことでは考えておりません。

○松浦敏司委員 なかなか意見の合わないところがありますけれども、私どもとしてはこれ以上の保険料の引き上げというのはすべきでないという立場でありますので、この介護保険条例の一部改正については反対せざるを得ないということであります。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○金兵智則委員 今やりとりをお伺いさせていただいていました。

今の質問の中の内容でいくと前回の基準額は4,710円、今回が4,840円。

もし基金の投入がなければ5,117円だったもの。

5,000円超えてしまうというような状況の中だったのを基金1億円投入して4,840円に抑えたというような状況であるということだったと思うのですが、先ほどのお話の中で基金が残1億6,400万円あって、今回基金1億円投入をしたので、今基金として残っているのは残6,000万円という理解でよかったですか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 現時点ということではなくて、平成26年度末で1億6,000万円程度残るだろうという判断で、平成27年度以降の介護保険料の抑制のために1億円を投入するというような内容です。

○金兵智則委員 そうなると投入をしたあとは残約6,000万円ぐらいということになると。

3年に一回この介護保険料に関しては改定がある

というのは間違いないところで、3年後残り6,000万円の基金がどこまでふえるかわかりませんが、その基金を投入をしてさらに金額を抑えるとなるとそれが最後いつの日かどんと上がってしまう日が来るというような状況も考えられるのかなというふうに思いますけれども、それに関しては先の話だからということでここであれする分にはどうかというふうに思いますけれども、今回に関しては5,000円を超えずに4,000円台でおさめたと。

いろいろ介護保険料が上がっていく中でそれになるのやりくりでこういう状況になったと。

保険料上がらないのが一番だというふうに思いますけれども、いかんせんいたしかたないのかなというところで私としては了承という形をとりたいと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 とりあえず努力した結果こうなったというのは認めたいと思います。

1億円の基金、これ一応予定なのですけれども繰り入れした中での5,000円を切るということはいろいろな面でやはり努力されたのだろうなというふうに理解は示したいと思います。

上がるということは本当は余りよろしくないというふうには思うのですけれども、ここまで抑えたということは理解を示したいと思いますので了承したいと思います。

○渡部眞美委員長 それではお諮りをいたします。

議案第37号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原案可決すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして請願の審査に移りたいと思います。

継続の請願6件、陳情1件、要請1件の審査でございますが、審査に入る前に本日の当委員会におきまして意見の一致を見ずに、今後も継続の運びとなった場合については、委員の任期満了とともに審議未了廃案という形になります。

先例の申し合わせにより補完措置をとらせていただくこととなりますので、御了承を願いたいと思います。

初めに請願第3号でございますが、網走市国民健

康保険料の引き下げを求める請願についてであります。

この請願につきましては採択となった場合、関係行政庁への意見書の送付だけではなく、地方自治法第125条の規定により市長への請願採択の結果を送付することとなります。

なお市長へ送付するにあたり附帯意見を添えることができますが、その場合は委員会として附帯意見の内容を決定することとなりますので、御承知をお願いしたいと思います。

請願第3号でございますが、平成23年6月23日、同じく9月8日、同年12月16日、平成24年9月13日、平成25年3月5日審査をした上で継続審査となっている請願でございます。

それでは審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 時間がたち過ぎて状況が若干違ってはきていると思うのですが、国民健康保険料は非常に負担が重いということは言うまでもないところでありまして、この請願第3号では1世帯当たり1万円引き下げてほしいということであります。

これはぜひ願意を汲んでいただいて採択をぜひしていただきたいと思います。

○渡部眞美委員長 他に御意見ございますか。

○空英雄委員 精神的な部分では少しでも安いほうがいいのだろうとこのように思います。

ただこの制度そのものは継続していくという部分を考えたときに、安定的に継続していくというのを考えたときに、単独の自治体で引き下げていくというのはなかなか難しいのだろうと。

引き下げると何年もしないうちに今度逆に値上げということにもなりかねないということを考えたときに、やはり今の段階で引き下げは難しいのではないかと考えています。

○渡部眞美委員長 それでは請願第3号につきましては意見の一致を見ませんので、継続とさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長 次の請願第8号でございますが、網走市の国保料引き下げを求める請願についてであります。

同じく請願第3号とともにこれは市長への請願採択の結果を送付するといった形となることを申し伝えます。

さらに1,750筆の署名を添えて提出をされている

請願であります。

平成23年9月8日、平成23年12月16日、平成24年9月13日、平成25年3月5日、継続審査となっているものであります。

それでは審査に入ります。

○松浦敏司委員 これも時間が非常にたっておりませんが、これ市に対して国保料引き下げを求める市民の会ということで署名を添えて出されてきているということで、これも国保の加入世帯というのはここにも6,000世帯というふうに書いていますように、およそ3分の1の人たちが加入しているということでもありますので、非常に負担が重いということも先ほどの第3号にも言いましたけれども、ぜひこれは1世帯当たり1万円引き下げてほしいというこの要望については、願意を酌み入れていただいて採択をしていただきたいというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他の御意見。

○空英雄委員 これは請願第3号と同じ。

ただ、請願第8号については一般会計からの繰り入れということの文言が入っています。

こういう部分も考えたときにやはり先ほど言いましたように、精神論としては十分理解できるけれどもやはりこれは国の負担割合が減少していると。

これらを少しでも緩和していただくというようなことに強く求めるということについては私たちも理解はできますけれども、市単独でということについては限られた予算の中でやろうとすると現状では無理が、一般会計からの繰り入れということになると現状では無理ではないかこのように思います。

○渡部眞美委員長 他に。よろしいですか。

今御意見をいただきまして意見の一致を見なかったため、請願第8号網走市の国保料引き下げを求める請願については閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして請願第10号乳幼児医療制度を拡充し、就学前まで無料化すること求める請願についてであります。こちらの請願も同様に採択となった場合は市長への請願採択の結果を送付するといった形となります。

また、さらに578筆の署名を添えて提出されておりますが、平成23年9月8日、平成23年12月16日、平成24年9月13日、平成25年3月5日、平成25年9

月12日をもって継続審査となっている請願でございます。

それでは審査に入りたいと思います。

○松浦敏司委員 これもそうとう時間はたっていて、現状で言いますと子ども医療費ということで通院が中学生までと。

そういう意味では、この請願などの運動の一部が取り入れられたのかなというふうにも思うところですが、ただ、ここで記の中で言われていますように通院入院とも就学前までせめてということでもありますので、ぜひこれは所得制限も導入しないほしいと。

ただ、この議論の中で請願者のほうからこれが所得制限ということが導入しないというのではなくて、この部分を外すならという議論もあったのですが、これは請願者ももしそれであればこの部分は省いてもいいですというふうな確認もできたわけですが、残念ながら継続審査になってきたという経緯があります。

ぜひ願意を酌んでいただいて採択をしていただければというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他の委員も。

○金兵智則委員 これまで何度も議論させていただいた請願かなというふうに思いますけれども、やはり就学前まで無料というふうになれば親御さんたちにとっては、とても優位になるということは理解させていただきたいというふうに思いますけれども、それこそ近隣市町村は大幅にやられてますというようなことも書いてますけれども、やはり網走市、この辺の医療の中核を担っている都市であります。

これを就学前まで広げだからといってコンビニ受診何かがふえるというような実績がないのではないかなというふうに思いますけれども、やはりそのハードルを低くというとやはり親御さんたちも簡単には言いませんけれども、医療を受けるようになると。

そういったときにお医者さん方の負担というのは、僕らが思っているよりもパニックになる、ならないではなくて精神的、肉体的にはやはりとても疲労するということは私も昔から聞いている話というところもあります。

気持ちはわかります。

入院という部分で拡充をされたというのもありますけれども、やはり医療体制は守っていかなければ地方の医療というのはどこかが壊れると一気に壊れてしまうというようなこともありますので、そこはそ

のほか網走市としては相談体制の充実ですとかここ数年間やってきているところもありますので、願意はわかりますけれども継続ということにしたいなというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○空英雄委員 これ乳幼児の医療費を拡充し、就学前までの無料化と。

ある部分では私は理解できます。

ただ、これらを検討する段階で先ほど来国民健康保険料の関係がありましたけれども、今の国保料の限度額、いわば所得制限という先ほど話ありましたけれども、所得が一定のところ限度額として切られて、それ以上の人たちは切られた時点からその倍の所得があっても国保料は一定だという議論。

そういう部分があるとすれば、現実にあるわけですから、そうするとこの乳幼児の問題を考えるとそこにその辺も検討の中に入れて今後どうするかということを考える必要がやはりあるのではないかと、私はそのように考えますので、単純にここで今無料化してくれという部分については私は賛成できない。

○渡部眞美委員長 それぞれの委員から意見をいただいたところですが、なかなか意見の一致が見られないということで継続審査ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長 続きまして請願第24号生活保護基準の維持を求める意見書提出についての請願についてですが、平成25年3月5日から継続審査になっているものであります。

それでは審査に入ります。

○松浦敏司委員 国が生活保護基準を下げるというようなことで、結果としてはこの生活保護基準に影響される事業というのが相当数あるということもわかっています。

就学援助何かについては市としては、教育委員会としてはそれは守りたいというふうなことも言っているわけですが、いずれにしてもこの基準が下げられるということはここにも書いておりますけれども、前文で書いてますが、保育料や国民健康保険、介護保険といったものにも影響を与えるということですので、これでは状況は若干変わっているとは思いますが、やはり憲法25条の立場に立って請願についてはぜひ採択の方向で持っていてほしいというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○空英雄委員 持論を展開するような形になるのですけれども、過去に一般質問でも相当前ですけれども、議論した経過があります。

やはり生活保護の金額が安いか高いかという議論したときに、決して高いとは思っていません。

ただ、今のさまざまな仕組みの中で国民健康保険、特に国民健康保険の受給者との比較という部分で考えたときに、若いときから大変厳しい生活をしながらでも将来の老後のこと考えてきちんと納めてきた、保険料を払ってきた人たち、この人たちがやっと満度払い終わってその年代に達して受給するときに生活保護との基準を比べたときにどうなっているのか。きっと生保のほうが基準が高いでしょ。これはやはりおかしいと。だから、生保が高いとは私は言いません。

だけれども、こういう請願について単純に言われるとこれは賛成できないと。

本来、やはりせめて100円でもいいからきちんとかけていた保険掛金を納めた人たちが高いという形でなければならない。

特に扶助費との関連もあるわけですから。

ですから、それはやはり国でもっと真剣に考えるべきだというふうに思いますけれども、今のこの願意の中では賛成ということにはできない。

○渡部眞美委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それぞれ御意見をいただきましたけれども、請願第24号生活保護基準の維持を求める意見書提出についての請願についても意見の一致を見られることができなかったため継続ということで報告してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

継続といたします。

○渡部眞美委員長 次に、請願第56号「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもとめる請願について、昨平成26年度12月11日継続審査になっているものであります。

審査に入ります。

○松浦敏司委員 これは昨年医療介護総合法というのができて、その中で医療現場の人たちがやはりその実情を述べてとにかく大幅な医療従事者の増員ということと、処遇の改善ということですね。

看護師さんも労働が非常にきつい。

介護にかかわる労働者の仕事がきついのと、賃金が極めて安いというようなことも言われていて、離職率が非常に高いということでもあります。

そういう意味で今この現場からの請願ということでもありますので、ぜひこれは安全・安心とこういふふうに書いてありますように、そういった介護や医療の現場を守るというためにも、ぜひ採択ということで議論をしていただきたいというふうに思います。

○金兵智則委員 私としてもこれは採択の方向でお願いをしたいというふうに思います。

患者さんが安心・安全に医療介護を受けられるには、やはりその従事者の皆さんが大変な状況であれば安心・安全な医療は受けられないというのはどこでも言われていることです。

ここに書いてあるようなことをしっかりと意見として採択して上げていくというようなことが必要ではないかなというふうに思うところであります。

○渡部眞美委員長 それでは請願第56号「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善をもとめる意見書」については全会一致をもって採択すべきものと決定をいたしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして請願第57号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書提出についての請願についてであります。こちらも平成26年度12月11日、当委員会において継続審査となっているのであります。

それでは審査に移りたいと思います。

○金兵智則委員 ぜひともこれは採択の方向でお願いをしたいというふうに思います。

中身としましてはこちらに書いてあるとおりなのかなというふうに思いますけれども、年金積立に関しては法律の規定には手堅い運用をするということが明記されているということもあります。

前もお話ししたと思いますけれども、アメリカでもクリントン大統領の時代にやろうと思いましたが、議会でもめられた経緯もありました。

日本でも昔消えた年金問題というふうな問題もありましたので、やはりこういったものに関してはしっかりとした運用でやっていっていただきたいと。

前回の委員会では積極的にやっていってほしいというような意見もありましたけれども、やっていいものと悪いものというのは必ずあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも採択の方向でお願いしたいなというふうに思います。

○松浦敏司委員 私も採択の方向でいいのだろうと。

とりわけこのリスク性の高いものに投資するというのは、やはりこういった年金の積立金というのはそういったものには使うべきではないと。

今までも制限されたものですから、それをより幅広くというふうにはすべきではないというふうに思いますので、これは採択すべきだと思います。

○渡部眞美委員長 今採択すべきという御意見をいただいておりますが、他に御意見ありますか。

○空英雄委員 この件についても前回提案されました委員会の中でもいろいろ議論ございました。

今お2人方からの意見があったわけでありすけれども、ある程度のリスク覚悟といたら変ですけれども、部分はいいいのかなと。

実は前のときは、そのことによってもっとプロ的な知識の人たちの協議の中で運用されるのであればということ考えたのですけれども、考え方によっては今までの運用の中でも世の中の景気全体が上がってくれば運用率も上がってくるのかなと。

そうすると、あえて危険を侵すような運用のしかたというものを進める必要ないのかなと。

このような考え方に最近は私も変わりましたので、これについては採択してもよろしいかなとこのように思います。

○立崎聡一副委員長 私どもで話をしたことを述べさせていただきます。

基本的には継続という審査でお願いしたいなというふうに思います。

リスク性の高いというお話が今出ておりましたが、運用しなければ何も利益を生まないということには変わりはない。

確かに運用しているほかの部分もあるのですけれども、その他の部分の話だというふうには思うのですけれども、これは今後やはり運用していくべきであろうというふうに私どもは考えました。

それから消えた年金問題とこの話については別問題だという結論にも達しましたので、私どもは継続という形で進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○渡部眞美委員長 今採択すべきものという意見も

ございましたが継続という意見がございます。

それに対して松浦委員。

○松浦敏司委員 今副委員長から運用しなければ何もないというか、お話ありましたけれどもここでの運用というのは、いわば投資ですから。

投資してその結果利益を生めばいいですけども、これリスクの高いところに投資するということですから。

だからいわば、悪く言えばばくちみたいなものですよ。当たるか当たらないかの話です。

だからこういった年金にかかわるお金をそういったところに使うと、間違うと大変なことになる。

100万円や200万円のお金の損失ではなくて、億あるいは兆といった感じの損失になるわけですから、これはやはり少し認識が違うのではないかと思うのです。

ここで言っているのは一般的な運用とは違うのです。

我々、一般的な運用を否定しているわけではありません。

こういったハイリスクのところに投資するということは大変な大きな過ちを起こすと。

ここで損失すれば年金生活者に直撃するわけですから、ここは慎重に扱うべきで、運用のあり方というのは安全面をしっかりとしましたもので運用を図っていく。

これが本筋だろうとこういうふうに私は思うので、ぜひそういった方向で立崎委員も考え直していただきたいなと思います。

○立崎聡一副委員長 今お話があったのですが、大変言っていることを全く理解できないというわけではありませんが、やはりそのリスク性が高いという今言い方をされてはいるのですけれども、いろいろ会派の中で話し合った結果としては、そういうふうな形にはならないだろうという結論に達しました。

というのはリスクが高いという認識が僕らのほうが少し薄いのかもしれないのですけれども、絶対そういう形にはならないということではいろいろ話し合った結果、やはり継続でいったほうがいいという結果にたどり着きましたので、やはり継続は変えられないということではいきたいと思います。

○金兵智則委員 変えられないという言葉のあとに話すのもどうかとは思いますが、リスク性資産の割合を高める方法というのは、それはリスクは

あるのでそこにまずもって絶対はないというのが一つ。

それと消えた年金問題とは違うと言っていましたけれども、今のこの状況でこれでもし失敗した場合に責任は誰もとらないのです。

本当に消えてなくなってしまうのです。

ということだけは認識をしていただきたいなと思います。

○渡部眞美委員長 種々御議論いただいたのですが、意見の一致を見ないということで継続いたします。

○渡部眞美委員長 続きまして陳情第31号「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」採択を求める陳情についてであります。こちらも平成26年度12月11日この委員会において継続審査となっているものであります。

それでは審査にはいります。

○松浦敏司委員 これも非常に大事な介護にかかわる問題でありまして、これは特養ホームのほうから上がってきたものだというふうに思うのですけれども、やはり先ほども議論したこれは医療介護総合法にかかわる請願でありますので、ぜひこれについてもこれはまさに現場から上がっているというふうに思いますので、内容をぜひ酌み取りいただいて請願を採択していただきたいというふうに思います。

○金兵智則委員 こちら先ほどもありました請願第56号は医療と介護ということで、こちらは介護に特化した陳情になるかなというふうに思いますけれども、先ほども採択ということでしたので今回もこちらから採択の方向でお願いしたいなというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他に御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、それでは陳情第31号「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」についてであります。全会一致をもって採択すべきものと決定をいたします。

○渡部眞美委員長 次、後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置廃止の撤回を求める意見書の提出要請についてであります。

審査に移りたいと思います。

○松浦敏司委員 これは私も議員団から出させていただいたのですが、政府が今年度の予算編成の過

程で後期高齢者の保険料特例軽減措置の段階的廃止
というのを決めてしまったということで、ここに書
いていますように北海道広域連合だけ見ても、およ
そ72万6,000人というふうに、これは厚生労働省の
統計で出ているということです。

相当多くの人たちがこのことによって影響する
ということで大変な不安の声が上がっているとい
うことでありますので、ぜひこれは採択の方向で議論
いただきたいというふうに思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○金兵智則委員 私どもとしましても採択の方向で
いいというふうな考えでございます。

状況は松浦委員から説明があった通りなのだな
というふうに思います。

○渡部眞美委員長 今採択すべきものという御意見
が2人の委員より言われておりますが、他に何かご
ざいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこの後期高齢者医療制度保険料の特例軽
減措置廃止の撤回を求める意見書の提出要請につ
いては、全会一致をもって採択すべきものと決定を
いたします。

ここで暫時休憩をします。

午後4時04分休憩

午後4時11分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開いたします。

御手元に採択となりました請願第56号「安全・安
心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増
員と処遇改善を求める意見書」案についてと、陳情
第31号必要な介護サービスを受けられるよう求める
意見書案、後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措
置廃止の撤回を求める意見書（案）をお配りして
おりますが、こちら委員長名により委員会として意
見書案を本会議に上程することに決定してよろしい
ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

また提出先につきましてはそれぞれに関係省庁に、
下段に書いてあるところに提出することに決定を
いたします。

○渡部眞美委員長 最後に17のその他でござい
ますが、理事者側より何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員より何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれをもちまして生活福祉委員会を閉
会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時12分閉会